

学校法人会計の特徴について

国から教育または研究に係る経常的経費についての補助を受ける学校法人は、私立学校振興助成法により、「文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」（第14条第1項から抜粋）こととなっています。

また、この学校法人会計に関する書類は、文部科学省令の「学校法人会計基準」により、①**資金収支計算書**、②**事業活動収支計算書**、③**貸借対照表**の三表の作成が定められています。

以下は、これら計算書の役割です。

①**資金収支計算書**

当該会計年度における諸活動全てに関わる実際の資金の流れを表した計算書になります。どのような収入があって、どのようなことに支出したかという活動全般がこの計算書から読み取れます。

収入科目（大科目）

- 学生生徒等納付金収入：授業料、教育充実費などの収入
- 手数料収入：入学検定料、証明書手数料などの収入
- 寄付金収入：現金による寄付
- 補助金収入：国・地方公共団体からの補助金
- 資産売却収入：資産を売却した際の収入
- 付随事業・収益事業収入：公開講座や講習会などの収入
- 受取利息・配当金収入：奨学基金等の受取利息や配当金の収入
- 雑収入：施設設備利用料など学校の負債とならない、上記の各収入以外の収入
- 借入金等収入：借入金等による収入
- 前受金収入：新入生の授業料などの前受け収入
- その他の収入：前年度の未収入金収入や貸付金回収収入、運用資産の繰入収入など
- 資金収入調整勘定：当年度の収入のうち前年度に受けた資金（前受金）また翌年度に受け取る資金（未収入金）を差し引き調整する勘定

支出科目（大科目）

- 人件費支出：専任教職員、非常勤教員等の給与や退職金
- 教育研究経費支出：教育や研究のための支出
- 管理経費支出：教育や研究以外に係る支出
- 借入金等利息支出：借入金などの利息に係る支出
- 借入金等返済支出：借入金などの返済に係る支出
- 施設関係支出：施設（建物や構築物など）に係る支出

- 設備関係支出：設備（備品や図書など）に係る支出
- 資産運用支出：資産運用のための債券購入などに係る支出
- その他の支出：奨学貸付金や前年度の未払金などに係る支出
- 資金支出調整勘定：当年度の支出のうち前年度に支払う資金（前払金）また翌年度に支払う資金（未払金）を差し引き調整する勘定

②事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する収入と支出の内容を示したもので、学校法人は非営利団体であることから、収支の均衡状態を測る目的で作成します。

収入科目（大科目）

教育活動収入

- 学生生徒等納付金：授業料、教育充実費などの収入
- 手数料：入学検定料、証明書手数料などの収入
- 寄付金：現金による寄付
- 経常費等補助金：国・地方公共団体からの補助金
- 付随事業収入：公開講座や講習会などの収入
- 雑収入：施設設備利用料など学校の負債とならない、上記の各収入以外の収入

教育活動外収入

- 受取利息・配当金：奨学基金等の受取利息や配当金の収入

特別収入

- 資産売却差額：資産を売却して生じる売却益
- その他の特別収入：施設設備に対する補助金・寄付金、現物寄付などの収入

支出科目（大科目）

教育活動支出

- 人件費：専任教職員、非常勤教員等の給与や退職給与引当金繰入額（将来支出する退職引当金に繰り入れる額）
- 教育研究経費：教育や研究のための経費。減価償却を含む
- 管理経費：教育や研究以外に係る経費。減価償却を含む
- 徴収不能額等：未収入金などで一定期間中に徴収が見込めない場合に計上する経費

教育活動外支出

- 借入金等利息：借入金などの利息

特別支出

- 資産処分差額：資産を売却して生じる売却損

③貸借対照表

貸借対照表は、学校の資産を表した計算書です。つまり、この計算書を読み取ることで、学園の財政状況を確認することができます。

主な科目

- 有形固定資産：土地、建物等の不動産、備品、図書、車両などの帳簿価額
- 特定資産：第2号基本金や第3号基本金など、使途が特定された預金など
- その他の固定資産：上記に当てはまらない、電話加入権、ソフトウェア、有価証券などの固定資産
- 流動資産：現金預金、貯蔵品など
- 固定負債：1年を越えて支払われるリース料などの長期未払金や退職給与引当金など
- 流動負債：1年以内に支払われる未払金や預り金など
- 第1号基本金：基準日時点で保有する固定資産の取得価額
- 第2号基本金：将来取得予定の固定資産に充てられるための積立金
- 第3号基本金：基金として継続的に保持、運用する金銭等
- 第4号基本金：文部科学大臣が定める「恒常的に保持すべき資金の額」。1ヶ月分の経常経費
- 繰越収支差額：事業活動収支計算書に計上される翌年度繰越収支差額の過年度からの累計

※以上は、概略のみを記載しています。